

学校感染症と出席停止の期間の基準

(学校保健安全法施行規則第19条 令和5年5月8日改訂)

分類	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎(ポリオ)，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群(SARS)，鳥インフルエンザ，中東呼吸器症候群	治癒するまで (学校保健安全法施行規則第19条第1項第1号)
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し，かつ，症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで (学校保健安全法施行規則第19条第1項第3号)
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症(感染性胃腸炎等)	感染拡大を防ぐために，必要があるときに限り学校医の意見を聞き，校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる。	

※その他の感染症については感染性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノ)，マイコプラズマ感染症，溶連菌感染症などは学校でよく聞く感染症です。出席停止基準は「病状により，学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで」です。

※医師に診断を受けましたら「学校感染症等に係る登校に関する意見書」に記入していただき担任又は保健室へ提出してください。様式は本校のホームページからもダウンロードできます。